

保護者の皆様へ

マツガ保育園

## 新型コロナウイルス感染症に係る登園を控える期間等の変更について

平素は、保育園の運営並びに新型コロナウイルス対策にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、5月8日から新型コロナウイルス感染症を5類に位置付ける方針が決定され、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が4月28日公布、5月8日から施行されることとなりました。これに基づき、保育園における取扱いを下記のとおり変更しますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

## 記

## 1. 変更後の取扱いについて

## (1) 園児が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで登園を控えてください。※発症日を0日目、無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

## (2) 濃厚接触者の取扱いについて

5月8日以降は、5類感染症に移行することから、一般に保健所から「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。

## 2. 登園を控えていただく場合の取扱いの変更について

「濃厚接触者」の取扱いが変更されたことに伴い、登園を控えていただく場合の取扱いも以下のとおり変更します。

	新（変更後）	旧（変更前）
1	園児に感染が確認された場合	園児又は家族等に感染が確認された場合
2	《削除》	園児又は家族等が濃厚接触者に特定された場合
3	登園時に、37.5℃以上を目安として、発熱がある場合は登園を控えてください	本人又は家族に発熱や呼吸器症状に関わらず体調不良が認められる等新型コロナウイルスの感染が疑われる場合（PCR検査の受検等） ⇒登園時に、37.5℃以上を目安として、発熱がある場合は登園を控えてください。

### 3. マスク着用の取り扱いについて

- (1) 園児：マスクの着用を求めない
- (2) 保護者：個人の判断にゆだねる
- (3) 職員：屋外では外し、屋内では活動内容に応じて着脱（マスクを携帯）

※ 職員については、本市新型コロナウイルス対策本部の方針に基づき、個人の判断が基本であるものの、引き続き『「市民の健康を守る観点」「業務の継続性を確保する観点」を踏まえ市民対応が必要な場合等において換気が不十分である場合はマスクの着用を推奨する』との取り扱いとなることから上記の対応とします。

### 4. その他

厚生労働省から感染後10日間が経過するまではウイルス排出の可能性があることから、マスクの着用が推奨されていますが、乳幼児については適切なマスクの着用や自身による健康状態の管理等が難しいため、登園前に園児の入念な健康確認を行っていただきますようお願いいたします。

### 5. 適用日

令和5年5月8日（月）